

基本利用料金表 <<短期入所療養介護(ショートステイ・従来型2床室)>>

(単位:円)

要介護度	負担割合	保険1割負担金/日	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	サービス提供体制強化加算 III	保険適用分計/日 ①	段階別	食費	滞在費	特別な室料(税込)	教養娯楽費	自費分計/日 ②	①+②小計/日 1割負担	合計/月(7日) 1割負担	①+②小計/日	
															2割負担	3割負担
要介護度1	1割	902	27	37	7	973	第1段階	300	0			3,000	3,000	21,000	6,803	47,621
	2割	1,803	53	74	13	1,943	第2段階	390	370	2,700	実費	3,460	4,433	31,031		
	3割	2,705	79	111	20	2,915	第3段階	650	370			3,720	4,693	32,851	7,775	54,425
							第4段階	1,700	460			4,860	5,833	40,831		
要介護度2	1割	955	27	37	7	1,026	第1段階	300	0			3,000	3,000	21,000	6,910	48,370
	2割	1,910	53	74	13	2,050	第2段階	390	370	2,700	実費	3,460	4,486	31,402		
	3割	2,865	79	111	20	3,075	第3段階	650	370			3,720	4,746	33,222	7,935	55,545
							第4段階	1,700	460			4,860	5,886	41,202		
要介護度3	1割	1,024	27	37	7	1,095	第1段階	300	0			3,000	3,000	21,000	7,047	49,329
	2割	2,047	53	74	13	2,187	第2段階	390	370	2,700	実費	3,460	4,555	31,885		
	3割	3,071	79	111	20	3,281	第3段階	650	370			3,720	4,815	33,705	8,141	56,987
							第4段階	1,700	460			4,860	5,955	41,685		
要介護度4	1割	1,081	27	37	7	1,152	第1段階	300	0			3,000	3,000	21,000	7,161	50,127
	2割	2,161	53	74	13	2,301	第2段階	390	370	2,700	実費	3,460	4,612	32,284		
	3割	3,241	79	111	20	3,451	第3段階	650	370			3,720	4,872	34,104	8,311	58,177
							第4段階	1,700	460			4,860	6,012	42,084		
要介護度5	1割	1,139	27	37	7	1,210	第1段階	300	0			3,000	3,000	21,000	7,278	50,946
	2割	2,278	53	74	13	2,418	第2段階	390	370	2,700	実費	3,460	4,670	32,690		
	3割	3,417	79	111	20	3,627	第3段階	650	370			3,720	4,930	34,510	8,487	59,409
							第4段階	1,700	460			4,860	6,070	42,490		

～ 加算項目 (該当する方のみにかかる費用) ～

項目	金額	1割負担	2割負担	3割負担	備考
療養食加算(1日に3回を限度)	1食	9円	18円	27円	療養食(糖尿病、腎臓病食等)を提供した場合
緊急時治療管理(1月に連続する3日を限度)	1回	565円	1130円	1694円	緊急時治療管理を行った場合
個別リハビリテーション実施加算	1回	262円	524円	785円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)	1日	218円	436円	654円	認知症の症状や行動が現れ緊急で利用した場合
若年性認知症入所者受入加算	1日	131円	262円	393円	若年認知症の利用者を受け入れ、ケアを提供した場合
送迎加算	片道	201円	401円	602円	居宅と事業所間の送迎
緊急短期入所受入加算(7日間を限度)	1日	99円	197円	295円	やむを得ない事情がある場合は14日を限度
総合医学管理加算(利用中に7日を限度)	1日	300円	600円	900円	利用中7日を限度

※ 上記のほか、介護職員処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×3.9%)及び、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(所定単位数×1.7%)が加算されます。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年9月30日まで所定単位数×0.1%が上乗せされます。